

所得制限限度額（児童扶養手当と同額）

税法上の扶養人数	所得制限額（本人）	所得制限額（扶養義務者等）
0人	1,920,000円	2,360,000円
1人	2,300,000円	2,740,000円
2人	2,680,000円	3,120,000円
3人	3,060,000円	3,500,000円
	以下1人増すごとに38万円を加算	

支給額と支給対象期間

	市民税非課税世帯の方	市民税課税世帯の方
訓練促進給付金	月額 100,000円	月額 70,500円
修了支援給付金	50,000円	25,000円



支給対象期間中において、申請のあった月の分から支給します。

毎年8月頃、市民税課税状況についての確認があり、支給金額が変わる場合があります。

養成機関における課程の修了前12月の期間については、月額40,000円が上乗せされます。

【問い合わせ】

戸田市こども健やか部 親子健やか室 こども家庭相談担当

TEL：048-299-2816